

主 文

労働基準監督署長が、平成〇年〇月〇日付けで再審査請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による療養給付を支給しない旨の処分は、これを取り消す。

事実及び理由

第1 再審査請求の趣旨

主文同旨

第2 事案の概要

- 1 再審査請求人（以下「請求人」という。）は、平成〇年〇月〇日、A所在のB会社（以下「会社」という。）に正社員として雇用され、一般事務の業務に従事していた。
- 2 請求人によれば、平成〇年〇月〇日、会社を退社した後、会社の新入社員歓迎会（以下「本件歓迎会」という。）に参加して帰宅する途中、電車の2階建車両の階段下の階段に対面する1階の補助椅子に前かがみ気味に座っていたところ、階段を転げ落ちて来た酔客の下敷きになり、負傷した（以下「本件災害」という。）という。請求人は、C医療センターに救急搬送され、「頸髄損傷」（以下「本件傷病」という。）と診断された。
- 3 請求人は、本件傷病は通勤によるものであるとして、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）に療養給付を請求したところ、監督署長は、本件傷病は通勤によるものとは認められないとして、これを支給しない旨の処分（以下「本件処分」という。）をした。
- 4 請求人は、本件処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却する旨の決定をした。
- 5 本件は、請求人が、更にこの決定を不服として、本件処分の取消しを求めて再審査請求に及んだ事案である。

第3 当事者の主張の要旨

- 1 請求人

(略)

2 原処分庁

(略)

第4 争 点

請求人に発症した本件傷病が通勤によるものであると認められるか。

第5 審査資料

(略)

第6 理 由

1 当審査会の事実認定

(略)

2 当審査会の判断

- (1) 労災保険法第7条第2項は、「通勤とは、労働者が、就業に関し、住居と就業の場所との間を、合理的な経路及び方法により往復することをいう。」旨定めており、同項にいう「就業に関し」とは、住居と就業の場所との間の往復行為が業務に就くため又は業務を終えたことにより行われるものであることを必要とする趣旨を示すものであって、通勤と認められるためには、当該往復行為が業務と密接な関連をもって行われるものであることが必要であると解される。
- (2) そこで、請求人の本件災害の日の行動についてみると、請求人は午後〇時〇分に会社を退社し、本件歓迎会に午後〇時頃から午後〇時頃まで参加した後、そのまま住居に向かったことが認められる。
- (3) 本件歓迎会について、請求人は、要旨、「本件歓迎会は、任意参加ではなく業務である。全員参加を前提として日程調整され、社員が参加の可否を判断する余地は全く無く、今回も含めて、これまで全員参加で行われてきた。社員の8割程度が20代と若い世代が多く、社員の入れ替わりが激しいため、会社として、社員の定着について高い関心があった。日頃の業務時間中は、外出業務や仕事量の関係で、上司や同僚と十分な会話ができず、悩みや不満などが溜まって退職に繋がっていた。そこで、社員全員が参加し、自由に話すことで、お互いの理解を深め、日常では気付かなかった問題点を解消したりしていたもので、親睦目的だけでなく、会社の業務改善のため欠かせない業務の1つであった。そのため、全員参加で、会社が費用も相当負担していたものと認識していた。また、本件歓迎会の後には、上司に対して新入社員等に係る気付いた点等

を詳細に報告していた。」と述べている。

この点、会社社長のD（以下「社長」という。）も、平成〇年〇月〇日付け「経緯説明書」において、本件歓迎会について、要旨、「社長自ら、幹事を指名し、全員参加できる日を確認させた上で、日程調整を凶らせ、なおかつ、忌憚のない意見交換ができるように、あえて役員は参加させないように配慮した。」として、社長自身が積極的に企画及び設営に深く関与していたと述べ、さらに、請求人については、要旨、「勤務歴も長く、新入社員と同じ課に所属する上司の立場として出席したもので、本件歓迎会後には、直接報告を求める予定であった。」と述べており、本件歓迎会において、請求人には、会社の業務改善に向けての一定の役割が担わされていた旨を申述している。

- (4) そうすると、本件歓迎会については、社員に対する参加の要請を社長自らがを行い、社員に参加不参加の選択の余地はなく、また、会社が業務改善の観点から重要な行事と位置づけ、その費用についても過半以上を負担していたものと認められる。この点、かなりの時間をかけた飲食を伴うものであり、会社が賃金支給の処理をしていなかったとの事実は認められるも、請求人については、新入社員と同じ課に所属する上司的な立場として、社長に直接報告を行うことが予定されていたなど、明らかに業務上の目的をもって参加していたと判断し得るものである。

以上のような事情に鑑みると、本件歓迎会は、事業活動に密接に関連して開催されたものであったとみるのが妥当であり、請求人の本件歓迎会への参加については、業務遂行性を認めることができる。

- (5) 本件歓迎会の終了後の帰宅経路は、本件歓迎会の開催場所から最寄りの駅まで徒歩で行き、同駅から通常の通勤経路に復していることから、合理的な経路及び方法であり、通勤遂行性を認めることができる。

さらに、本件災害の発生状況をみると、極めて突発的な事故であり、一般的には通勤行為に伴う危険とはいえないものの、請求人に落ち度は無く、第三者の過失によって発生したもので、通勤に内在する危険が具体化したものという判断枠組みを逸脱しているとまではいえないことから、本件災害による本件傷病の発生については、通勤との間に相当因果関係があり、通勤起因性も認めることができる。

3 結 論

以上のとおり、請求人に発症した本件傷病は、労災保険法第7条第1項第2号所定の通勤災害によるものといふことができる。

したがって、監督署長が請求人に対してした療養給付を支給しない旨の本件処分は失当であつて、取消しを免れない。

よつて、主文のとおり裁決する。